

平成 29 年度
上半期

幸手市の家計簿

市では、毎年 2 回に分けて市の財政がどのように運営されているのかを公表しています。

今回は、平成 29 年度上半期(平成 29 年 4 月 1 日～ 9 月 30 日)の予算の執行状況をお知らせします。

問合せ 一般会計・特別会計 財政課 (43)1111 内線 252・FAX(43)3783
企業会計(水道事業) 水道管理課 (48)0050・FAX(48)0120

一般会計

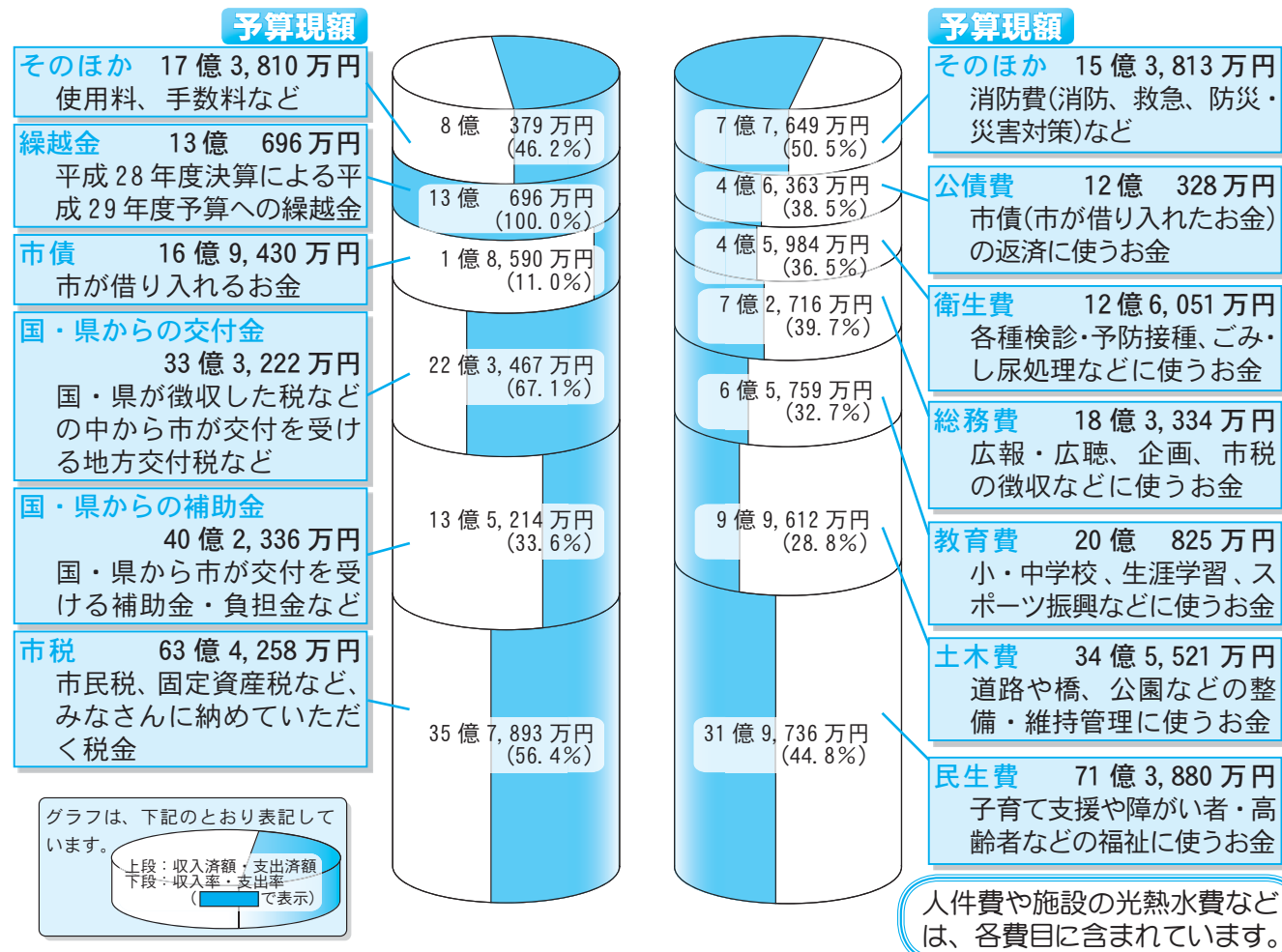
予算現額 184 億 3,752 万円

- 市の人口 52,059 人(平成 29 年 9 月 30 日現在) -

収入済額 94 億 6,239 万円 (51.3%) 歳入 歳出 支出済額 72 億 7,819 万円 (39.5%)

市民 1 人あたりの市税負担額 68,748 円

市民 1 人あたりに使ったお金 139,807 円



特別会計

特別会計とは、特定の収入を特定の目的に使う場合など、一般会計と経理を区分するために設置している会計のことです。

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	80 億 418 万円	38 億 7,498 万円	48.4%	34 億 5,154 万円	43.1%
後期高齢者医療特別会計	5 億 2,815 万円	2 億 196 万円	38.2%	1 億 3,426 万円	25.4%
介護保険特別会計	42 億 1,206 万円	16 億 7,647 万円	39.8%	12 億 6,726 万円	30.1%
農業集落排水事業特別会計	3,030 万円	2,736 万円	90.3%	1,085 万円	35.8%
公共下水道事業特別会計	12 億 5,681 万円	5 億 2,877 万円	42.1%	3 億 1,941 万円	25.4%
幸手駅西口土地区画整理事業特別会計	10 億 2,380 万円	3 億 3,335 万円	32.6%	2 億 1,955 万円	21.4%

企業会計(水道事業)

企業会計とは、特別会計のうち地方公営企業法の適用を受け、料金収入などでサービスを行う、企業性格の強い会計のことです。

区分	収入			支出		
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	支出率
収益的収支	11 億 4,125 万円	5 億 8,662 万円	51.4%	10 億 4,427 万円	4 億 4,090 万円	42.2%
資本的収支	2 億 2,866 万円	389 万円	1.7%	6 億 401 万円	7,258 万円	12.0%

※資本的収支の収入と支出の差額は、内部留保資金により補てんされます。

パブリックコメントを実施します

市では、市の施策などの策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民のみなさんの市政への参画を促進するため、パブリックコメント（意見公募手続）を実施しています。今回、以下の2案について実施します。多くのみなさんのご意見をお待ちしています。

第3次障がい者基本計画(素案)、 第5期障がい福祉計画(素案)に対する意見

募集期間	12月6日(水)～平成30年1月4日(木)
閲覧場所	市役所(総合案内)、ウェルス幸手(社会福祉課)、各公民館、市ホームページ(http://www.city.satte.lg.jp)
対象	市内在住・在勤・在学の人 この素案に利害関係のある人
提出方法	各閲覧場所、市ホームページの応募用紙に必要事項を記入の上、社会福祉課へ郵送(〒340-0152 幸手市天神島1030-1)、FAX、メール(syakai@city.satte.lg.jp)または直接持参

問合せ 社会福祉課
(42) 8435・FAX(43) 5600

高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画(素案)に対する意見

募集期間	12月19日(火)～平成30年1月18日(木)
閲覧場所	市役所(総合案内)、ウェルス幸手(介護福祉課)、各公民館、市ホームページ(http://www.city.satte.lg.jp)
対象	市内在住・在勤・在学の人 この素案に利害関係のある人
提出方法	各閲覧場所、市ホームページの応募用紙に必要事項を記入の上、介護福祉課へ郵送(〒340-0152 幸手市天神島1030-1)、FAX、メール(kaigo@city.satte.lg.jp)または直接持参

問合せ 介護福祉課
(42) 8444・FAX(43) 5600

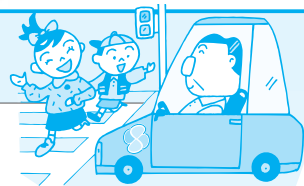
冬の交通事故防止運動

12月1日～14日

重点項目1

高齢者の交通事故防止

幸手警察署管内では、高齢者による交通事故が全体の約2割を占めています。70歳以上の運転者は、四つ葉のクローバーをモチーフにした高齢運転者標章を付け、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。また、横断歩道の手前ではスピードを落とし、横断する歩行者がいる場合は、歩行者を優先して通行を妨げないようにしましょう。車やバイクのハイビーム(上向き点灯)は、ロービームの約2倍先まで照らすことができますので、夜間対向車・先行車がない時は、ハイビームを使用し、歩行者や自転車の早期発見を心掛けましょう。



重点項目2

夕暮れ時と夜間の歩行中 自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい色の衣服や反射材を着用しましょう。歩きながらのスマートフォン・ゲーム機などの操作や、音楽を聴くことは大変危険なので、絶対にやめましょう。

自転車のライト点灯は、相手に自分の存在を知らせる効果もありますので、夕暮れ時には早めのライト点灯を心掛け、事故に遭わないよう気を付けましょう。



重点項目3

飲酒運転の根絶および 路上寝込みなどによる交通事故防止

市内では、飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に飲酒運転の根絶に向けて運動を実施しています。家族からも不幸な人を出さないよう、飲酒運転の代償(刑事処分や社会的損失)の大きさについて、もう一度ご家庭で話し合いましょう。飲食などで飲酒する際は、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。



問合せ 幸手警察署 (42) 0110